社会福祉法人悠和会

**役員等報酬及び費用弁償に関する規程**

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人悠和会の理事、監事、評議員、及び評議員選任・解任委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

（報酬及び費用弁償の額）

第２条　理事、評議員が会議に出席した場合は、報酬として日額３，０００円を支給する。

２　監事が、監事監査及び会議に出席した場合は、報酬として日額３，０００円を支給する。

３　評議員選任・解任委員が会議に出席した場合は、報酬として日額３，０００円を支給する。

４　法人が設置する委員会等の委員が会議に出席した場合は、報酬として日額３，０００円を支給する。

５　役員等がその職務を行うために要する費用、及び役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程により、その費用を弁償する。

（報酬及び費用弁償の額の算定方法）

第３条　報酬及び費用弁償の額については、会議に出席する役員等の居住地を概ね県内、半径６０㎞圏内に設定し、私用車のガソリン代を旅費規程第７条に基づき計算した額（１，５００円）に、同規程第３条第２項に定める日当の額（１，５００円）を合算した額とする。

（支給方法）

第４条　支給の方法は、会議の開催のつど現金で出席者に支給する。

附　則

この規程は、平成１６年　４月　１日から施行する。

この規程は、平成２３年１０月　１日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成２８年　１月３１日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成２９年　４月　１日から施行する。（一部改正）

この規程は、平成２９年１０月２２日から施行する。（一部改正）

従前の規程はこれを廃止する。